

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	251 重度障がい者(児)福祉手当支給経費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	目	01	社会福祉総務費
		細目	188	手当支給経費
		細々目	52	高齢者及び重度身体障害者(児)福祉手当支給経費
行革大綱の重点事項番号				
担当部署	コード 130200 名称 健康福祉部 障がい福祉課	担当者氏名	中出光美	連絡先 22 - 9657 (内線) 2620

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	在宅の重度の障がいのある人(子ども)及び介護者 ※対象件数 292
成果(どうする)	介護者の経済的負担の軽減が図られる。
根拠法令・要綱等	伊賀市重度障害者、重度障害児福祉手当支給条例、規則
開始年度	平成 16 年度
終了年度	平成 年度
関連事業	特別障害者手当支給経費
H22 事業内容	手当の支給 【対象者】次に上げる障がい者手帳を所持し、常時介護を要する在宅の障がい者(児) 身体障害者手帳1～3級 療育手帳A、B1 精神障害者保健福祉手帳1級 【支給額】障がい者 月額3,000円、障がい児 月額5,000円
社会情勢の変化等	受給者が増加している。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
重度障害者福祉手当受給者数	実人員		目標 175	目標 180	200	200
			実績 186	実績 202		
重度障害児福祉手当	実人員		目標 85	目標 90	90	90
			実績 89	実績 90		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
受給者増加率	前年度からの受給者の増加率	%		目標 10	目標 10	10	10
				実績 7	実績 6		
				目標	目標		
				実績	実績		

投入コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		11,755	12,666	12,276	12,276
Aの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	11,755	12,666	12,276	12,276
	事業投入人件費(B)	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440
	フルコスト(A)+(B)	13,195	14,106	13,716	13,716

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)	
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○	手当の支給が社会生活を営むうえで必要な生活水準を確保するために必要である。
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
有効性	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○	事業を継続することにより、社会生活を営むうえで必要な生活水準が確保される。
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
達成度	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	○	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】
	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
	当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】		
	予算の繰越の有無 無		
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	○	【事業名】
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
	受益者負担を求めることができる事業である。		
	全体コストにおける負担構成は適正である。		
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

改善策	
昨年度の取組状況	【状況】 【詳細】

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 由美
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 重度障がい者(児)に対する手当については、国の制度である特別障害者手当や障害児福祉手当があるが両制度とも本人、扶養義務者に対しての所得制限がある。しかしながら、国の所得制限以上の世帯であっても重度障がい者(児)の在宅介護については経済的な負担が大きいため、在宅の重度障がい者(児)が社会生活を営むうえで必要な生活水準を確保するためには本事業の継続が必要である。
現時点における課題、その他	常時介護が必要である在宅の障がい者(児)であるか、受付の際に十分聞き取りが必要である。
課題、その他に対する改善策	今年度中に受付の際の聞き取りについてのマニュアルを作成する。
(いつまでに、何を、どうする)	